

令和6年度第1回印西クリーンセンター環境委員会

会 議 録

- 1 期 日 令和6年6月22日（土）午前10時から12時まで
2 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3 委員出欠状況

☆甲（9名中 9名出席）

- | | | | |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 1 組合 事務局長 | 伊藤 章 | 6 次期施設推進室室長 | 国友 栄一 |
| 2 組合 庶務課長 | 山崎 昌志 | 7 印西市クリーン推進課長 | 根本 健吾 |
| 3 印西CC 工場長 | 塩崎 一郎 | 8 白井市環境課長 | 鈴木 陽介 |
| 4 印西CC 業務班 副主幹 | 岩井 一宏 | 9 栄町経済環境課 副参事 | 猪瀬 泰志 |
| 5 印西CC 施設班 主査 | 赤城 英之 | | |

☆乙（24名中 21名出席）

- | | | | |
|---------------|-------|----------------------|--------|
| 1 小倉町内会 | ○欠席 | 15 小倉台アピック21自治会 | 不在 |
| 2 牧の木戸一丁目自治会 | 木曾 修 | 16 ファーストスクエア小倉台団地自治会 | 篠田 真一郎 |
| 3 木刈三丁目町内会 | 中村 吉男 | 17 セントスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4 木刈四丁目自治会 | 高野 恵 | 18 サードスクエア小倉台団地自治会 | 松井 信博 |
| 5 木刈五丁目自治会 | 鈴木 清子 | 19 原山西町内会 | 不在 |
| 6 内野町内会 | 不在 | 20 木刈一丁目町内会 | ○欠席 |
| 7 内野西団地自治会 | 松坂 裕希 | 21 ネオックス自治会 | 大木 清一郎 |
| 8 内野東団地自治会 | 早川 憲彦 | 22 高花二丁目北自治会 | 澤口 倫太郎 |
| 9 内野中央団地自治会 | 椛島 素子 | 23 桜台4番街自治会 | 名越 均 |
| 10 内野南第二団地町内会 | 川合 博 | 24 桜台6番街団地自治会 | 長島 悟 |
| 11 原山レジデンス自治会 | 川崎 政次 | 25 ガーデンハウス木刈自治会 | 浅越 定幸 |
| 12 原山町内会 | 原澤 良知 | 26 大塚三丁目町内会 | 布目 敦士 |
| 13 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27 コロネード原山町内会 | 岩切 裕二 |
| 14 高花四丁目町内会 | 岩井 邦夫 | 28 原山花の丘自治会 | 尾上 忠輔 |

☆傍聴者 なし ☆事務局 3名

会議次第

- 1 開 会
- 2 事務局長あいさつ
- 3 組合職員、関係市町職員の紹介
- 4 議長選出（甲側委員）
- 5 議事録署名人の選出

6 議 事

- (1) 印西クリーンセンター操業状況について
- (2) 白煙防止装置の運用停止の継続について
- (3) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
- (4) 自治会からの質問事項の回答について

7 その他

8 閉 会

配布資料

- ・令和6年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・(資料2)
- ・白煙防止装置の運用停止の継続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料3)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・(資料4)
- ・自治会側から事前に提出された資料(写)について・・・・・・・・・・(資料5)
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・(資料6)

6 議 事

議題(1)【印西クリーンセンター操業状況について】

令和6年度第1回印西クリーンセンター環境委員会と書いてある冊子の4ページをご覧ください。報告事項操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についてご報告いたします。

表—1) 令和5年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

令和5年4月から令和6年1月までは報告済みとなっております。今回報告するのは網掛けとなっている2月分と3月分でございます。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和5年度合計値の前年比をご報告させていただきます。令和5年度のごみ搬入量合計は47,597t。前年度と比較しますと1,341t、約2.74%の減。うち事業系合計は13,415t前年度と比較しますと279t、約2.04%の減となっております。ごみ焼却量合計は44,869tと前年度と比較しますと1,488t、約3.2%の減となっております。続きまして5ページをご覧ください。令和6年4月と5月分の操業状況をご報告いたします。令和6年度月別ゴミ搬入料及び焼却量等の操業状況でございます。令和6年4月5月のごみ搬入量合計は8,550t。前年同期と比較しますと308t、約3.74%の増となっております。うち事業系合計は2,264t、前年同期と比較しますと83t約3.8%の増となっております。ごみ焼却量計合計は7,417t、前年同期と比較しますと205t、約2.69%の減となっております。

表-2) ①排出ガス測定

続いて環境測定結果をご報告いたします。1号炉で令和6年1月24日に測定を行ない、その結果はすべて協定値、水銀に関しましては、規制値の範囲内でした。

表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)

こちらは、1号炉で令和6年1月24日に測定を行ない、その結果は規制値、協定値の範囲内でした。

表-3)、騒音・振動測定

既に資料として報告済みですが、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。18ページに当日の気象状況、19ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

表-4) 悪臭物質測定

既に資料として報告済みですが、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。18ページに当日の気象状況、19ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

表-5) 臭気濃度測定

既に資料として報告済みですが、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。18ページに当日の気象状況、19ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

表-6)、処理水の水質測定

協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずる恐れのある10項目を年1回測定するものです。既に資料として報告済みですが、その結果は、ダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類はゼロとなっております。

表-7)、排ガス中の重金属測定(調査測定)

既に資料として報告済みですが、測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満となっております。

表-8)、ごみ質分析(調査測定)

令和6年1月24日の測定につきましては、紙類 36.1%、厨芥類 15.5%、布類 1.1%、草木類 4.5%、プラスチック類 33.3%、ゴム類 0.5%、金属類 3.6%、ガラス類 0.2%、瀬戸物、砂、石 8%、その他 4.4%、水分 35.3%、見掛け比重 0.145 キログラムパーリットル、低位発熱量 2,990 キロカロリーパーキログラムでございました。

令和6年4月24日の測定につきましては、紙類 36.2%、厨芥類 8.6%、布類 2.6%、草木類 7.0%、プラスチック類 38.1%、ゴム類 2.2%、金属類 0.3%、ガラス類 0.9%、瀬戸物、砂、石 2.1%、その他 2.0%、水分 43.4%、見掛け比重 0.180 キログラムパーリットル、低位発熱量 2,391 キロカロリーパーキログラムでございました。

まとめ

極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和6年2月～5月の操業状況の報告として、各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

令和 5 年度の搬入車両数と搬出車両数

未報告の 2 か月分を網掛けで明示してありますが、令和 5 年度分を報告します。

令和 5 年度の搬入車両の合計が 38,182 台で、前年度との比較では 385 台、1.00%の減となっております。

搬出車両の合計は 2,166 台で、前年同時期との比較では、90 台、3.99%の減となっております。

令和 6 年 4 月、5 月分の搬入、搬出の車両台数

令和 6 年 4 月、5 月の搬入車両の合計が 6,708 台で、前年度との比較では 269 台、4.18%の増となっております。

搬出車両の合計は 377 台で、前年同時期との比較では、90 台、約 7.1%の増となっております。

議題（2）【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の 5 月で、飛灰が 240 ベクレル、主灰は 40 ベクレルでした。25 ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は、月に 1 回行っており、これまで検出されたことはありません。

空間線量の推移につきましては、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計 9 地点で週 1 回測定しており、そのうち第 1 地点、第 2 地点、第 3 地点、第 4 地点、第 6 地点の 5 地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近 5 月の測定平均で一番高いのは、第 1 地点で 0.079 マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成 30 年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値 8,000 ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和 5 年度及び令和 6 年度 5 月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりでございます。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和 5 年度の印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが埋立率が 29%という状況です。

報告は以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	23 ページ資料 2 の放射性物質に関する令和 5 年度と令和 6 年度の報告について、飛灰が令和 5 年度では、63,95 だったのが、令和 6 年度になると 230,240 と 3 倍ぐらいに上がっている。主灰も令和 5 年度では 23,26 で令和 6 年度に関しては 67,40 と 3 倍ぐらいになっている。理由はありますか。

[甲委員]	4月から測定を行っている会社が変わっています。 測定している会社に確認をしました。その中で測定会社から、放射線の測定にはいくつか方法があるとの説明がありました。測定方法に違いがあり、数値については、そういう差が少し出ています。
[乙委員]	何が違うのか、教えてください。
[甲委員]	次回確認をしまして、回答できるようにします。
[乙委員]	会社が変わったということですがけれど、測定を行っている令和5年度の会社と令和6年度の会社の名前を教えてください。
[甲委員]	環境測定については、令和5年度は、永山環境科学研究所が測定を行っております。今年の4月からにつきましては、上総環境調査センターが測定を行っております。
[乙委員]	受注した会社によって、そんな違うのだとしたら困ります。同じ方法で測ってもらわなければならないと思います。会社が変わったらそんなに値が違うのだとしたら、私たちは、何を信じればいいのかということになります。
[甲委員]	放射能測定につきましては、国が定められた測定方法があります。 4月、5月の数字と2月、3月の数値というところで、違いがあるという指摘は、私も気がつきまして確認しております。次回の環境委員会で測定方法についてどのような形で測定したのかを確認してご報告いたします。
[乙委員]	調べた内容の説明をお願いします。
[甲委員]	わかりました。
[議長]	数値が上がっているような事のご指摘がありましたので、その内容を調べた上で、次回の会議に報告をさせていただければと考えています。 次、他ございますか。よろしいですか。では。次に入ります。

議題（3）【白煙防止装置の運用停止の継続について】

白煙防止装置の運用停止の継続について、印西クリーンセンターでは、ゴミの焼却から発生する蒸気を場内発電、温水センター熱供給事業、地域冷暖房に有効活用していますが、場内で利用している蒸気の中には、排ガスを再度加熱する設備、白煙防止装置にも利用していました。煙突から排出する白煙は焼却炉内及び排ガス処理装置で利用した水分が煙突出口部分で冷やされ、水蒸気になり、寒い冬には良く見える現象で環境への影響はありません。白煙防止装置は煙突出口部分で白く煙のような見え方を抑制するための設備です。

しかし、印西クリーンセンターでは、エネルギー有効利用の面から、白煙防止装置で利用している蒸気を、場内発電や熱供給事業により多く利用することを目的として、白煙防止装置の運用を現在停止しています。白煙防止装置を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約6,000tから7,000tの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。これらのことから、令和6年7月から令和7年6月末までの一年間、白煙防止装置の運用停止を了承していただきたく環境委員会に諮ります。

説明は以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいでしょうか。 それでは説明があったように、令和6年7月から令和7年6月末までの一年間停止することとしてよろしいか、お伺いさせていただきます。よろしいでしょうか。
[乙委員]	異議なし。
[議長]	次に次期中間処理施設整備事業の進捗状況について説明をお願いします。

議題（４）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況について】

次期中間処理施設の整備事業の建設予定地の決定の経緯から説明をいたします。

平成23年度に次期中間処理施設の当初計画において、千葉ニュータウン9住区に、建設予定地として決定をしましたが、平成24年度に白紙撤回の申し入れを受け、翌年の2月に次期中間処理施設整備事業用地検討委員会を設置され、平成25年度に次期中間処理施設用地の公募をしまして、6か所から応募がございました。

平成26年度に建設候補地選定委員会が開かれ、平成27年3月に建設候補地として選定され、吉田区と組合によりまして候補地や役割などを確認した次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定を締結しております。

平成27年度に施設の整備の基本計画、地元対策の検討を行うため、学識経験者、印西地区の住民等で構成する検討委員会を組織し、翌年3月に答申書をまとめ、組合に提出していただいております。

平成28年度ですが、提出していた答申に基づき、施設整備の基本計画、また地域振興策の基本構想の策定を行ない、6月から次期中間処理施設の整備を推進するにあたり、整備協定書の協議に着手し、平成29年3月に協議が整い、整備協定書を吉田区と締結しております。

平成29年度につきましては、次期中間処理施設整備事業の整備基本計画の追加策定を行うとともに、排熱エネルギーを活用する多目的な複合施設を位置づけた地域振興策基本計画を策定し、アクセス道路の設計、測量業務に着手しております。

平成30年度については、次期中間処理施設の用地取得が完了致しまして、吉田区と次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書に係る覚書を締結いたしました。

令和元年度ですが、次期中間処理施設整備事業総合支援業務委託として、施設整備事業基本設計、建設工事発注支援、環境影響評価業務に着手しております。また地域振興基本計画第1回変更の策定をしております。

令和2年度ですが、開発に伴いますインフラ整備としまして、印西市水道課と基本協定を締結しております。アクセス道路ですが、令和2年から令和3年の2か年で道路線形の見直しや延伸部の設計及び軟弱地盤解析業務を行っております。時期施設建設予定地の埋蔵文化財調査ですが、令和2年の報告書作成により、業務完了しております。

令和3年度につきましては、印西市と下水道整備に関し基本協定を締結しております。環境影響評価については、概要書の公告縦覧及び方法書の公告・縦覧を行っております。

令和4年度につきましては、水道インフラの整備や次期中間処理施設の要求水準書及び実施方針等の作成及び公表を行っております。また、アクセス道路及び地域振興策エリアの用地取得を開始しております。

令和5年度につきましては、次期中間処理施設整備運営事業に係る入札公告を行い、事業者選定委員会において総合評価一般競争入札により、事業者から提案された入札額・安全管理対策・環境への配慮などの様々な審査を行い、総合評価点の高かった事業者を最優秀提案者として組合へ答申を頂き、これを受けまして、令和6年2月、組合議会の議決を得まして、JFEエンジニアリング株式会社と契約締結をしています。環境影響評価につきましては、準備書の公告縦覧及び説明会を実施しております。また、水道インフラの整備や施設整備用の仮設道路の測量や設計業務を行っております。以上が前年度までの進捗状況になります。

続きまして、令和6年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況について説明いたします。

進捗状況の説明として、本事業につきましては、令和10年度の稼働開始に向けて、新クリーンセンターの施設整備と施設用地までの進入路の整備、そして地域振興策について各種の業務を進めています。はじめに、施設整備としましては、施設の実施設設計に伴う協議をJFEエンジニアリングと進めており、9月中旬より施設用地の造成工事に着手する予定となっております。施設整備に関係します上下水道、電気、ガスなどのインフラ整備に伴う協議調整につきましても順次進めているところです。環境影響評価につきましては、現在評価書をまとめており、今後公告縦覧を予定しております。都市計画決定業務につきましても、環境影響評価業務と合わせ印西市で進めていただくこととしております。アクセス道路につきましては、昨年度から引き続き設計業務を進めており、アクセス道路の約400mの区間について、7月より工事着手することとしております。仮設道路につきましても、9月の工事契約を目指し現在準備を進めています。地域振興策については、来年度の基本設計に向け、導入施設、規模、配置計画など各種検討を進めることとしております。水道事業につきましては、昨年度に続き設計及び本工事を予定しており、現在、印西市で発注の準備をしていただいています。下水道事業につきましても、印西市で進めていただいております。今年度は、実施設計を進めていただいております。最後に、用地管理業務についてですが、こちらは年2回の草刈りを行っております。1回目の草刈りについて順次行っているところです。説明としては、以上となります。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質問はございますか。
[乙委員]	スケジュールの説明は、ないのですか。
[甲委員]	スケジュールについて、34ページの説明をさせていただきます。 先ほどのご説明と重複する点があるかもしれませんが、ご了承をお願いいたします。 施設整備建設工事と致しましては、現在JFEエンジニアリングと設計の協議を行っております。9月の中旬より施設の造成工事を3月末まで行う

	<p>予定でございます。</p> <p>次にインフラ関係ですが、これにつきましては関係機関との協議を年度を通して行っていく予定でございます。</p> <p>環境影響評価業務につきましては評価書の作成を進めておりまして、今後7月、8月くらいに公告縦覧を予定しております。都市計画決定業務につきましても、環境影響評価と併せて進めてまいりたいと考えております。</p> <p>アクセス道路につきましては令和5年度、令和6年度の2カ年の継続費として設計業務を行っており、今年度についても、解析業務と引き続き行っていく予定でございます。</p> <p>道路工事につきましては7月から3月末まで約400mの区間を予定しております。仮設道路工事につきましては、現在、発注準備を進めておりまして9月の契約を予定しております。3月末までの工事でございます。</p> <p>地域振興策につきましては、地域振興策基本計画を踏まえた検討を今年度行うこととしており、6月から来年3月までを検討期間として設けてございます。</p> <p>水道事業につきましては、6月に負担金契約を印西市と締結いたしまして、計業務並びに工事については3月末まで行うこととしています。下水道事業につきましては、今年度、実施設計を予定しており、現在発注準備をしておりまして、3月末まで予定をしております。</p> <p>用地管理業務と致しまして、第1回目の契約を6月締結しておりまして、現在、順次作業をしているところでございます。説明としては、以上となります。</p>
[議長]	説明が終わりました。他にございますか。
[乙委員]	前に説明あったかもしれないんですけど、新しくできるこのアクセス道路ってというのは、完成した後は、このクリーンセンターの私道になるんですか。それとも印西市の市道として移管されるんですか。
[甲委員]	印西市とも道路の協議を進めておりまして、完成した後は、印西市道になる予定で協議を進めております。
[乙委員]	そうすると、この道路用地をクリーンセンターが購入して、印西市に移管したあと、管理費はどこが払うんですか。
[甲委員]	アクセス道路につきましては、組合のほうで整備をいたしまして、印西市と最終的な土地の譲渡等について協議を進めているところでございます。
[乙委員]	道路ができたなら印西市に転売するということですか。
[甲委員]	引継ぎが終わりましたら、印西市の管理となります。
[乙委員]	じゃあ、あげちゃうって。
[甲委員]	アクセス道路につきましては、管理は現在、協議中ですが、完成いたしましたら市道認定を受けまして将来的には印西市に帰属するというので、協議を進めている状況でございます。
[乙委員]	無償で印西市に任せるということでいいですね。

[甲委員]	施設用地の中に印西市の市道もございませう。そちらも踏まえまして、検討を進めているという状況になります。
[乙委員]	わかりました。ありがとうございます。
[議長]	他にございませうか。[「なし」と呼ぶ者あり] 次に入ります。

議題（5）【自治会からの質問事項の回答について】

自治体側から事前に提出されました。質問事項18項目について、組合から順次、回答をお願いしますが、回答質疑は11時50分までとさせていただきます。

また、質問事項につきましては省略させていただきます。

回答のみ読み上げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

回答質問は、質疑が時間内に終えない場合です。自治会側委員の皆様につきましては、回答内容を確認していただきまして、質問等がありましたら、お手数ですが、組合の方にお問ひ合わせをお願ひいたします。それでは、1番から順番に説明をお願ひいたします。

質問1. プラスチック資源循環法の質問

プラスチックは、ペットボトルに使われるPET(ポリエチレンテレフタレート)やポリエステル、ナイロン、アクリルなどを総称しており、その耐久性や加工のしやすさ、軽くて丈夫、しかも低価格という理由から、使い捨て容器、包装資材などに広く使われてきました。

ところが、近年になってから、プラスチックが、ごみとなると、その利点がデメリットになることが分かってきました。

そもそも、プラスチックは自然界にない人工的な素材であり生分解性が低いので、焼却処分しない限り、自然界に長期間残存します。そのため、海に捨てられたプラスチックは長い間、漂い続け、海水に含まれる汚染物質を吸収しながら、波や紫外線により、マイクロプラスチック(5mm以下)になります。汚染物質が有害物質を含んでいれば、それを摂取した魚や動物を人間が食べるとアトピー性皮膚炎や不妊症などになることが分かってきました。また、マイクロプラスチックは心臓や肺にも悪影響を与える恐れがあるため、現在研究中です。

2019年6月7日、大阪で開催されたG20で、海洋プラスチックごみが環境を汚染するとして、2050年までにゼロにすることを目指すと宣言をしました。そのため、我が国は「プラスチック資源循環戦略」の策定と「プラスチック資源循環法」を施行しました。

印西地区では、令和5年3月に「ごみ処理基本計画」を改定し、プラスチックごみの削減の基本方針を次のように定めました。

- ①プラスチックごみの分別収集
 - ②プラスチック削減への取組
 - a. ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用抑制
 - b. マイバック、マイボトルなどの利用促進
 - ③バイオプラスチック利用の普及啓発
- 達成目標としては、

- ① 燃やすごみの中の可燃プラスチックごみを令和10年度までに約40%削減する(家庭)

- ② 燃やすごみの資源化可能プラスチックごみを令和10年までに約 70%削減する(家庭系、事業系)

令和5年(2023年)6月24日の第1回環境委員会において組合は2022年4月に施行された「プラスチック資源循環法の一部を2025年度(令和7年度)から始めると発表しました。

同年9月2日の第2回環境委員会において組合は、当面全ての廃プラスチックを対象とせずに硬質プラスチックと製品プラスチックを対象に削減すると説明されました。

2025年度から容器包装以外のプラスチックも住民が分別しなければなりません、住民への説明・教育はまだ開始されておりません。残りの時間は少なくなりました。

そこで、質問です。

- ① バイオプラスチック利用の普及啓発をうたうのであれば、現在の「燃やすごみ用」、「プラスチック製容器包装用」及び「燃やさないごみ用」のごみ袋の材質は何ですか。もしそれがプラスチック製であれば、市の方針通り「バイオプラスチック製」に変えてください。
- ② 令和7年度から燃やさないで資源化する廃プラスチックは、現状の容器包装プラスチックの他、硬質プラスチックと製品プラスチックと製品プラスチックですか。それとも製品プラスチックだけですか。
- ③ 硬質プラスチックとか製品プラスチックとか言われても素人の住民は何のことか分かりません。分かり易く教えてください。
- ④ 以前の環境委員会で組合が説明したように、新たに資源化するプラスチックは、容器包装プラスチックの袋と一緒にに入れて集積所に出すだけでいいのですか。
- ⑤ 住民への説明資料はいつ配布するのですか。それを周知してもらうための説明会はいつから開始するのですか。残りは約10か月しかありませんが、全住民に説明する時間的余裕がないように思いますが。
- ⑥ 上記達成目標に「燃やすごみの中の可燃プラスチックごみを令和10年度までに約40%削減する(家庭系)」と「燃やすごみの資源化可能プラスチックごみを令和10年までに約70%削減する(家庭系、事業系)」とありますが、何故、可燃プラスチックと資源化可能プラスチックに分けて出すのですか。そんなこと住民にできますか。
- ⑦ 達成目標の進捗状況を公表しますか。公表するのであれば環境委員会でもご報告願います。

【回答】

- ① 指定ゴミ袋の素材については、印西地区環境整備事業組合指定ゴミ袋取扱要綱により、燃やすごみ用として高密度ポリエチレン、燃やさないごみ用とプラスチック製容器包装用として低密度ポリエチレンを使用することとなっております。

その素材につきましては、石油由来のもの、植植物由来のもの、再生材料等を問わず、ポリエチレンを使用するものとなっております。使用材料は、製造業者や販売業者の判断によるものとなっておりますので、バイオプラスチックの使用につきましては、製造業者に対し普及啓発を行っていきたくと考えております。

- ②ご質問の硬質プラスチックは、製品プラスチックと同じものと考えております。
- ③対象となるプラスチックの分別収集物には、容器包装プラスチック以外の原材料の全部または大部分がプラスチックであるものが対象となります。例えばプラスチックの洗面器やバケツなどとなります。
- ④プラスチック容器包装用の袋に、容器包装プラスチックと一緒にごみ集積所に出していただく予定で、進めているところでございます。
- ⑤令和7年10月からの開始を目指しております。今年度中に周知方法等を印西市、白井市と共に検討いたしまして、来年度から周知を行う予定で計画しております。
- ⑥ごみ処理基本計画では、可燃プラスチックは燃やすごみの中に含まれる資源化できないプラスチックのことを指しております。例えば、汚れの落ちていないプラスチックのトレーや容器など、令和7年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみとは別の物ということになります。しかしながら資源化できないプラスチックの中には、まだ綺麗に洗えば資源化できるものも含まれていることから、そちらにつきましては、これからも引き続きリサイクルを意識していただければと考えております。
- ⑦現在達成目標の進捗状況の公表は、排出原単位を考えておりまして、個々の数値の計測は考えておりません。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	令和7年度から、今まで燃やしていたプラスチックを資源物として分別するということですが、市の広報、市民に対する教育は、最低でも一年はかかると思っていますが、その辺はどう考えているのでしょうか。まだ、広報等、何も我々の方には届いていませんので、よろしくお願ひします。
[甲委員]	製品プラスチックの再利用につきましては、令和7年10月からの開始を考えておりまして、その半年前、来年4月には、皆様に集めるものとか集め方を周知させていただこうと考えています。内容としましては100%プラスチックでできた、例えばハンガーとかバケツとか、そういったもので容器包装プラスチック用の袋に入るものに限定し収集することを考えています。中間処理を行う関係で、50cmという制限がありまして、それより大きいものは集めません。これは環境省の方からも一応そういった大きさのものを集めるようにという指示がありますので、そういったものを考えております。
[乙委員]	大きさのことを言いましたが、粗大ごみはとしてプラスチックを出せないということですか。大きすぎということですか。
[甲委員]	はい、そうです。砕いて出されるのであれば可能です。
[乙委員]	砕けばいいということですか。砕くのは大変ですよ。プラスチック製の大きな容器とかなんかは、自分で砕けば入れていいと。粗大ごみとして。

[甲委員]	<p>はい。例えば、衣装ケースなどございますが、劣化していると砕けるかと思えます。</p> <p>皆さんが買い替えるタイミングも、劣化して割れたりとか、そのようなタイミングで買われると思えますが、中間処理の関係で、あまりに大きいものや5mm以上の厚さのあるものは処理ができないので、今までと同じように粗大ゴミとして処理したり、または可燃物として処理することになります。</p>
[乙委員]	<p>令和7年の10月からスタートするというので、まだ時間があるから、半年前ぐらいからやれば良いという事ですが、今回の、プラスチックを資源化するという話になると、市民に対して早く啓蒙というか、教育しないと間に合わないと思うのですが、半年で全員に行き渡るかなと私は思います。町内会全部に回れるのとか。文書だけ出せばいいのかという。非常に疑問があるのですが。ちょっと遅すぎるのではないですか。半年先というのはどうでしょうか。</p>
[甲委員]	<p>この7月から、白井市でモデル地区収集事業を展開していきまして、一定の区域の方に、事前に、実際に収集する方法でプラスチック製品を集めてもらうことをやっております。そこでは、一か月前から周知を行い実施しているところですが、その区域では、特段、問題もなく、質問とかもありませんでしたので、順調に実施しているものと思えます。</p>
[乙委員]	<p>今、白井市でモデル地区回収を実施しているということですね。印西市はやらないのですか。</p>
[甲委員]	<p>令和4年度にどこで実施するかを検討しまして、白井市で実施することが決定していましたので、白井市でモデル地区回収を実施しております。7月の1か月の予定で行います。</p>
[乙委員]	<p>住民に分かりやすい広報を行ってください。それだけ言いたかったのです。</p>
[甲委員]	<p>はい、わかりました。</p>
[乙委員]	<p>事務局からお話がありましたが、先ほど、住民周知は、7月ぐらいと言っていましたか。</p>
[甲委員]	<p>4月からです。</p>
[乙委員]	<p>例えば、我々の町内会とか自治会の総会が開かれるのは6月か5月ぐらいですので、その時に説明は来てもらえるということですね。</p>
[甲委員]	<p>自治会の総会などで、製品プラスチックの収集について、説明の必要があるときには、呼んでいただければ説明に伺います。</p>
[乙委員]	<p>我々の町内会は、毎年一回、総会を印西市役所の大会議室でやって、その時に行政のいろんな説明があるのですが、その時に、各自治会の町内会長さんに対し、環境課とかクリーンセンターなどから説明をしていただければ。周知が早いかなと思うので、そのタイミングで事業を進めてもらうことはできるのですか。</p>
[甲委員]	<p>白井市、印西市と協議しながら、進めさせていただこうと思っています。</p>
[乙委員]	<p>はい、わかりました。</p>

質問2. 令和5年第4回環境委員会での質疑応答について

令和6年3月2日の小生の質問に対して組合側からの回答に対して質問します。

①新クリーンセンターでの焼却炉の廃熱利用について

組合側の回答では、「焼却廃熱は、発電及び蒸気等の利用を予定しており、発電した電力については、次期施設で活用するほか、地域振興策施設への送電を予定しており、余剰電力については売電することとしております。なお、売電に当たっては、次期施設で発電した余剰電力を、建設工事事業者のグループ新電力会社へ供給し、本組合施設地域内で販売することで、地産地消するスキームの提案をいただいております」

そこで、質問します。

- (ア) 地域振興策施設は、具体的に、何を指していますか。
- (イ) 次期施設で得られる焼却廃熱の発電及び蒸気の外部利用によって得られる収入はグループの新電力会社の収入になるのでしょうか。
- (ウ) 現在のクリーンセンターの余熱を周辺企業に売っていたのが出来なくなるので組合にとっては、損失になるのでは。

②指定廃棄物について

2011年3月11日の東日本大震災で、東京電力福島第一原発が爆発し、大量な放射性物質が大気中に飛散し、ここ印西地区でも燃えるごみに付着した焼却灰を国が処理するとした8,000 ベクレル/kgを超える指定廃棄物(約300kg)がクリーンセンター横の印西市の空き地に保管されています。

原子力安全委員会は、国が処理する放射性物質濃度は8,000 ベクレル/kg以上としており、8,000 ベクレル/kg未満はごみ焼却を実施している自治体が処理すると決めました。

前回の環境委員会でも、話題になりましたが、令和6年2月5日に同じように一時保管を続けている松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の5市長が連名で国に指定廃棄物の長期保管施設の確保等を求める要望書を提出しました。

前回の環境委員会で、小生の意見として、放射性濃度は、時間と共に自然に低下する性質があります。2011年7月に測定した結果によると、焼却灰の放射性セシウム134とセシウム137の合計値が飛灰で13,970 ベクレル/kgであったのが、11年後の2022年7月には、その合計値が120 ベクレル/kgまで約1/120まで下がっておりました。したがって現在の指定廃棄物も8,000 ベクレル/kgを大きく下回っているはずで、それを確認するために、現在の指定廃棄物の放射性濃度を測定するように提案しましたが、「国が指定した廃棄物なので、8,000 ベクレル/kg未満であっても組合で処分ができないものと認識しています」という回答でした。要は測る気がないという考えです。

そこで質問です。

- (ア) 5市長の要望書に対して、その後の国の回答はありましたか。
- (イ) 原子力安全委員会が、ごみ焼却灰の放射性濃度が、8,000 ベクレル/kg以上なら国が処理し、8,000 ベクレル/kg未満なら、その自治体が処理すると決めているのに、何故印西市は測定までも拒否するのですか。
- (ウ) 他の4市の動きはありましたか。
- (エ) いつまでこんなことを続けているのですか？そろそろ組合は現在のクリーンセンターの跡

地利用を検討する時期に差し掛かってきました。すぐ近くに指定廃棄物があれば、その弊害になるのでは。

【回 答】

①（ア）地域振興施設は、清掃工場の排熱エネルギーを活用した多機能な複合施設として計画しています。

多機能な複合施設は、駐車場、入浴施設を中心とした屋内余暇機能（一例直売所）、広場を中心とした滞在機能（一例：農業体験）の複合施設として検討を進めています。

（イ）清掃工場の排熱を活用した発電等によって売電した収入は、組合の収入となります。

（ウ）現施設の熱供給により得られていた、地域エネルギー有効利用に関する蒸気の売り払い収入に替わり、次期施設では売電収入が得られることとなります。

②（ア）国からの回答は無いものと聞いております。

（イ）平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第19条の規定により、指定廃棄物は、国が保管及び処分をしなければならないと規定されていることから、平成23年7月に測定した結果8,000ベクレル/kgを超えたものは、指定を受けた平成24年9月4日以降、国が保管と処分を行うことになりました。

よって、国が管理している関係上、8,000ベクレル/kgの有無に関係なく、国が保管及び処分をするものと考えます。

（ウ）他の4市につきまして、動いたということは確認できておりません。

（エ）国へは、令和10年度の次期施設への移転について、お知らせさせていただいております。時間的にもあまり残されていないことは承知いただいております。早々の処分を国へ要望しています。

以上でございます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
-------	-----------------------

[乙委員]	<p>ここで私が強調したいのは、放射能濃度っていうのは、時間とともに減衰して行くと。だからあのその時1万数千ベクレルあったと言っても、今、測れば、多分数百、数十ぐらいまで、下がっているのではないかとというのが、推定されます。だから、当時は8,000ベクレル以上あったから、国が管理するというのは当然のことなのですが、減衰して8,000を切ってしまったような廃棄物については、自分たちで処理してよいのではないかと、むしろ処理すべきなのではないかというふうに考えます。というのは、放射能、指定廃棄物といって、昔8,000ベクレル以上あった廃棄物が、いまだにクリーンセンターのすぐ横に保管しているのですね。あと5年ちょっとするとこのエリアは、別の施設に作り変えなきゃいけない状態になって移転しますからね。そうすると、すぐそばに放射性廃棄物が、昔8,000ベクレル以上もあったものが。あるとなると、いろいろな開発に弊害があるというふうに考えます。</p> <p>だから、早く測って別に問題が無かったら、法に従って地元で処理すれば良いのではないかと。いわゆる埋め立て処分ですね。そう言う考えを持っているのですが、これに対してどう考えますか。要は、放射能というのはどんどん数値が下がっていくと、そういうことを前提に考えています。</p>
[甲委員]	<p>今、説明の中でも回答させていただきましたが、当時8,000を超えるものはもちろん国の方でというのはご承知かと思えます。ですが8,000を過ぎたから、市町村で全部やるというようなものになっておりません。</p> <p>当時8,000を超えたものは国のものになっているわけですから、8,000を切ったから市町村で処分しろというのは、国の方としては、少し横柄な対応ではないかと私どもは考えております。その時も国のものだということで、国の方で処分すると決めたものになりますので、8,000の有無関係なく。私どもとしては国の方で処分をしていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また8,000を切ったからといって、市町村で簡単に処分できるかというのと、そういったものではございません。なかなか私どもも処分先というのは、そう簡単に探せるものではございませんので、私どもも探してないわけではないのですが、現状においては、処分先というのはなかなか見つけれられるものではないのが現状となっております。</p>
[乙委員]	<p>今の説明にちょっと反論したいのですが、その当時、8,000ベクレル以下の廃棄物であれば、その地域で処理できたんですよね。それで8,000以上だと国が処理する。昔できたことが、今は8,000切ってもできないというのは、全然理屈に合わない話なんですね。だから、何でそういうことを考えるか、私は全然わかんないのですが、私がここでいくら言っても。組合の考えは変わらないので、一応ここで質問は終わりますけど、よく考えてください。</p>
[甲委員]	<p>言わんとしてることは、もちろん分かります。ですが、今、国の方の力を使っても、その数値であっても、処分先を見つけられないというのが現状です。そこをご理解いただければと思います。</p>
[乙委員]	<p>理解はしてません。</p>

質問3. 新クリーンセンターの運営方式

新クリーンセンターの運営方式が民活方式で DBO(設計・施工・維持管理・運営一括契約)と聞きますが、

(ア) なぜこの方式を選んだのですか。

(イ) 現在のクリーンセンターの運営方式と比べて、どう違いますか。

(ウ) 住民の意見を聞く環境委員会等は設けますか。

【回答】

(ア) 設計・建設と運営維持管理を事業者に一括発注することで、設計段階から民間事業者の持つ技術や運営維持管理のノウハウを採り入れた施設設計をすることにより、効率的な施設運営が可能となり、事業全体の財政負担の軽減が期待できること。設計や工事施工と運営維持管理が一元化され、リスク分担などについても責任を持った対応を求めることができることがあり、次期施設では、DBO方式を取り入れております。

(イ) 現施設については、与えられた施設の範囲で、効率化を図り、運営維持管理を行っています。

(ウ) 次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書に基づき、吉田区及び当組合のほか、必要に応じ、その他の住民等で組織する協同機関の設置について、吉田区と協議のうえ設置することとしております。

【質疑応答】

[乙委員]	一番知りたかったのは、(イ) に書いてあるように、現在のクリーンセンターの運営方法と、どう違いますかということです。それについては、何ら回答がなかったの。もう一度確認します。今、ここでクリーンセンターの運営を行っているのは、組合ですよね。でも今度は運営も一切手を引くと、全部JFEエンジニアリングにやってもらおうと。そういうことで理解してよろしいでしょうか。
[甲委員]	運営については、組合となりまして、維持管理についてはJFEエンジニアリングとなります。
[乙委員]	運営は、従来通り組合、そういう理解でよろしいでしょうか。今とあまり変わらないじゃないかということになりますか。
[甲委員]	少し訂正をいれさせていただきます。運営維持管理を、今度はJFEエンジニアリングにお願いすることとなります。もちろん組合は、事務所として、次期施設に移って事務を行います。工場の管理運営については、JFEが一括して行うということになります。
[乙委員]	では、組合は何をやるのですか。やる事が無いのではないですか。
[甲委員]	組合では、この運営維持管理だけではなくて、いろいろなお金の計算等、そのような事務もごさいます。今後、検討する事項になりますが、縮小というののも一つの考えではあるかと思えます。 また、収集運搬も組合で行っていますので、それに関する業務、あとそのごみ量に対してのそのお金の面とか、そういうものは組合の方で担当することになりますし、そのような業務を行っていきたいとは、考えており

	ます。
[乙委員]	確認しますが、例えば新クリーンセンターで、何か問題とか住民が聞きたいことがあった場合、組合に電話する。そこに行く。要は組合を相手にしていれば、問題が解決すると、そう考えてよろしいですか。
[甲委員]	もちろん組合にお問い合わせさせていただいて構いません。組合で対処させていただきます。
[乙委員]	はい、了解しました。
[議長]	よろしいですか。次に入ります。

質問4. ゼロカーボンシティについて

印西市は先月の5月31日の市議会において市長が2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。印西地区環境整備事業組合の構成市町の白井市も2022年2月16日にすでに宣言しております。残念ながら印西市の宣言は千葉県の10万都市の中では最後の宣言になりました。

全国では、2024年3月29日現在で、1078自治体が宣言しております。

印西地区環境整備事業組合は2市1町が参加する自治体です。

当組合のごみ処理基本計画では「脱炭素社会への推進」として

- ・ 温室効果ガス排出量を令和10年までに約60%削減する。
- ・ 燃やすごみ中の可燃プラスチックごみを令和10年までに約40%削減する。(家庭系)
- ・ 燃やすごみ中の資源化可能なプラスチックごみを令和10年までに約70%削減する。(家庭系、事業系)

としています。

そこで質問します。

当組合も2050年までに温室効果ガス排出量ゼロを目指して「ゼロカーボンシティ」を宣言しますか。

【回答】

当組合は、印西市にあることから、印西市内の一事業者として温室効果ガス排出の削減に努めてまいりたいと考えております。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等は、ございますか。
[乙委員]	ゼロカーボンシティは、つい最近ですね。5月31日に、千葉県の中の10万都市で最後に宣言した市です。これを受けて。組合もCO2を出しているわけですから、当然ゼロカーボンシティを宣言して良いのではないかというのが、一般に思うのですが。この回答では、そういうことは一言も書いてないと。ただ今までの流れでやりますというだけなので、私は不満です。
[甲委員]	ゼロカーボンというのは、実質ゼロというような謳い方で謳います。実質ゼロとは、出す方がゼロというわけではなくて、出す方、引く方でゼロというようなことで宣言をするようになります。例えば、森林等があれば、CO2は、その分吸収され削減されるわけですが、当組合はあくまでも清掃工場の管理運営、収集運搬も行っています。

	<p>が、業務としては、そういうごみの処理の関係と、平岡自然公園と埋火葬、墓地等の管理等のみで、行政としては、限定的な事務しか扱っておりません。市町のように、その他全般を担当するというのは、組合ではできないものがあります。そういった関係で、ゼロカーボン、実質ゼロというのは、当組合で宣言することは、現状では考えられないという状況になります。</p>
[乙委員]	<p>ちょっと反論したいんですけど、ゼロカーボンシティというのは、2050年までにCO2を実質ゼロにすると言うことを、国が謳って、それを各地方自治体が我々もやると宣言して、実際に行動に移すと言うことなんですね。そのために手を挙げた自治体は、都道府県とか、国が、いろいろな技術的な支援をします。今おっしゃったのは、うちは少ないからしなくてもいいというお話なんですけど、それだったら2050年にゼロにするのは難しいんじゃないですか。例えばゴミの運搬を組合がやるんだったら、電気自動車のクルマを使うとか、そういうことになってお金が結構かかるわけですね。宣言もしてない地域がそういうことをやれるかって言ったらおかしいですけど、そうなるとやりづらくなるんじゃないかと私は思います。これは私の意見です。</p>
[議長]	<p>他ございますか。それでは次に入ります。 5番指定廃棄物の件、お願いします。</p>
[乙委員]	<p>ここからは、乙委員の質問に当たります。皆さん39ページと40ページをご覧ください。これは6月9日の住人側の委員会で木曾委員が提出された質問のコピーです。その39ページの2のところですね。バツがしてあります。それから45ページの7番、協定書の整理、これもバツがしてありますが、これは、この2点については、この委員会で組合に質問しないと言うことで6月9日の住民の委員会に出席された方はご記憶にあると思います。私は、6月10日に事務局にこの件はもう回答しなくてもいいと言うことをお話しておりますが、そこは皆さんご理解いただけるとと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>あと、時間がないので、乙委員がどうしても聞いておきたいという質問のみをやられたらいかがですか。</p>
[乙委員]	<p>ちゃんとやってくださいよ。何のために事前にやってるんですか。</p>
[議長]	<p>すみません、これもそうなんですけれども、先ほど乙委員がおっしゃったように、そのバツのついてるところはということなので、とりあえず今こちらの方に出ていますので、これを進めさせてもらって、バツについては、こちらで調整させてもらえないですかね。そうでないとこれ進まなくなってしまうので。</p>
[乙委員]	<p>はい、ごめんなさい、補足します。こちら2番の質問については、組合の方から乙委員に別途説明があると聞いております。そして、協定書の改定につきましても、これも事務局から乙委員に回答してくださると聞いておりますので、その旨は私も乙委員からご連絡しておりますので事務局の方で大丈夫ですよ。会議終わった後に乙委員に個別に説明してください。</p>

[議 長]	とりあえず次を進めないとそこで終わっちゃいます。この他の質問が終わってしまいますから、これで進めてよろしいですか。その後に乙委員の方から事務局にお問い合わせください。ほかの委員がいらっしゃいますので、ここで終わってしまうので、この5番から進めてよろしいですか。 [「はい」と呼ぶ者あり]
-------	--

質問5. 指定廃棄物の件

- (1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。
(2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認の予定は決定したか。

【回 答】

- (1) 特に進捗はございません。
(2) 今年度の指定廃棄物（放射性物質）の環境省職員による立入検査については、9月頃に実施を予定していると聞いています。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	異議なし。
[議 長]	よろしいですか。次の6番の質問に関して説明お願いいたします。

質問6. 住宅宿泊事業者(民泊)の件

「a) 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか（印西市が4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している）

【回 答】

- a) 千葉県ホームページ等により確認しております。
b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしているほか、ホームページ等で周知を図ってまいります。

【質疑応答】

[議 長]	はい。回答が終わりました。質問はございますか。
[乙委員]	民泊のことですけれど、構成市町の中で、最近ホームページの方に掲載しているところがあるんですけど、それはどうしてそういう風になったんでしょう。
[甲委員]	ただいまの質問なんですけれども、民泊の事業者の一覧を構成市町でホームページに掲載しているということでしょうか。印西市についてお答えをさせていただきますと県のホームページにリンクを貼って、そのごみの民泊事業者のごみの出し方等は周知しているところでございます。
[乙委員]	今まで載せてなかったのが、急に掲載するようになった理由を教えてくださいと先ほど聞いたんです。
[甲委員]	民泊の方から出たごみというのは事業系のごみになりますので、一般の家庭系と分けなければいけないと、その辺は周知が必要だということで掲載を

	したと言うことで、担当部署は異なりますが、理由としてはそのように聞いております。
--	--

質問7. 会議録の作成が遅いのはいかなる理由か?

従来と比較すると、多少改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策は見いだされたか。(会議の内容を文書化する文字起こしのソフトは多様であるが)への回答でワードの文字起こしに言及していたが、その結果はいかがか?

【回答】

令和5年度第4回の会議録の作成については、マイクロソフトワードの機能を利用し、複数人の作業により短期間で作成いたしました。文字変換の精度が低く、現状では、今以上の短縮は難しいものと考えています。当面の間は、この度の手法により会議録の作成を行いながら、より良いソフト等を探していきたいと考えています。

【質疑応答】

[乙委員]	短縮は、どのくらいできたのですか。この短期間でどうのこうのといろいろ書いてあるんですけど、実際、所要の日にかというものは、どのくらいになったのかを聞いているのですが、今まではなんとかセンターというところで頼んでやってもらって思うんですけど、その場合、どのくらいかかるか、その比較をちゃんと教えてください。
[甲委員]	今まで会議録センターへ委託した時は、依頼してから大体、文字起こしに1カ月程度かかりましてその後、文字データが当組合に郵送されてきます。そこで再び組合で確認作業を行ないまして、2週間程度かかるかと思いますが、それで修正等入れまして、決裁を含め確認作業を含めて1ヶ月ぐらいかかり公開まで2ヶ月と少しということになっていました。 今回は、文字起こし作業は、量的に多かったもので、2人で対応したところ、1週間ほどで大体できまして。その後チェックと余計な言葉を省く作業が1週間、その後、決裁を経て大体40日ぐらいでホームページに掲載する運びとなりました。
[議長]	何日ぐらい短くなったという質問をされていますので。
[甲委員]	大体、1ヶ月ぐらいです。
[乙委員]	はい。でも前回出てる議事録は、なんとかセンターというところで頼んだ部分を元にして出しているのですか。
[甲委員]	はい。前回出した議事録は担当のみで作成したものだけになります。それを公開するまで上席の決裁をもらって出したものになります。
[乙委員]	それが4月9日かな。
[甲委員]	3月2日の会議の分が4月9日に掲載。
[乙委員]	1ヶ月と1週間ぐらい。わかりました。

質問8. (仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業(条例対象事業)の環境影響評価に関して「千葉県の(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の環境影響評価で、環境影響評価委員会の答申(令和3年12月17日)と令和4年1月17

日 知事意見の通知はいわば宿題と思われるが、組合の 対応は全く見えない。項目ごとに 対応を説明いただきたい。」に対して、項目のみの説明があったが、不十分であった。

環境影響評価準備書が令和5年10月3日から11月1日まで縦覧、環境影響評価準備書 説明会が令和5年 10月21日、令和5年10月22日（日）開催日として、環境影響評価準 備書の意見の提出が令和5年11月16日を提出期限として行われた。

- (1) 環境影響評価準備書の「対象事業の施設の種類、規模、概要等」で「燃焼施設」の 「対象ごみ」に「脱水汚泥」が記載されているのはいかなる理由かへの回答は不十分なも のである。進捗はいかがか。
- (2) 施設整備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由かへ の回答は不十分なもので、その後の確認結果はいかがか。
- (3) 準備書の進捗状況はいかがか。

【回 答】

- (1) 印西地区衛生組合において計画している新たなし尿処理施設から排出される脱水汚 泥について、記載したものです。脱水汚泥については、衛生組合より打診は受けてお りますが、扱いについて決定事項はありません。
- (2) 方法書及び準備書につきましては、作成時の最新の計画等の数値を基に作成してお ります。それにより方法書と準備書とで数値が違うものがあるものです。
- (3) 環境影響評価の進捗状況としまして、準備書は完了し、現在、評価書の取りまとめ を進めており、8月位に公告縦覧を予定しています。

【質疑応答】

[議 長]	説明終わりました。質疑等ございますか。
[乙委員]	方法書と準備書でその数値の違いがあることについて、どうして変えな ければいけなかったかということ質問してるんですけど、ずっと今まで方法 書に書いてあるその昔のやつをやっていて、その後いきなり準備書になっ たら新しいものに変えるというのは、それは、変じゃないですかと思うん ですよ。なぜ昔の方法書のままやらないのか、どうしてもその準備書に書いて ある数値に変えなければいけない理由が何かあるんですか。そういう質問で す。
[甲委員]	数値につきましては、ごみ処理基本計画等の数値を採用しておりまして、 ごみ処理基本計画が5年ごとに改正されておりますので、その数値を採用さ せていただいているものでございます。
[乙委員]	計算式も少し違うみたいなんですけど、そういうところはどういうふう に考えられますか。
[甲委員]	計算式というのは156t の表し方などそういうものを申し上げているか と思うんですけども。これもですね、ごみ処理基本計画の中で表された数字 を使わせていただいております。先ほど事務局の方からご説明したとおり、 いろんな計画というのは、各年度において改正されています。ごみ処理基本 計画などは5年ごとに改正とかで、そういう例えば環境影響評価の方法書と か準備書。こちらの方につきましては、その時の最新の計画を元に作成する

	というのが通例になっております。そういうのを踏まえまして、作成当時の最新の計画を元に作成しているというのが現状になります。
[乙委員]	ちょっと答えになってないのでは。
[議長]	よろしいですか。次の9番の質問に関して説明お願いいたします。

質問9. 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会に関して

- (1) 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の選定結果が公表されたが、内容は途中で公表しても支障となるような内容でないことが多いと思われるので、早期に公表すべきであったと思うが、いかがか。
- (2) 同規模、同一会社の比較表を見ると、コストパフォーマンスがみられるか。

【回 答】

- (1) 第1回の次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会において、2回以降の選定内容については、公平公正に事業者を選定するため、落札者決定基準等の審議は非公開とすることとしたものです。
- (2) 建設工事の内容及び運営維持管理監理業務の詳細が確認できないため、一概にコスト比較は困難であります。価格点と非価格要素点を50:50として、総合評価一般競争入札を実施したことにより、優れた事、業者提案をいただきながら、価格につきましても抑えられたものと考えております。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	異議なし。
[議長]	よろしいですか。次の10番の質問に関して説明お願いいたします。

質問10. 令和6年度印西地区ごみ処理実施計画について

令和6年度印西地区ごみ処理実施計画が資料として添付されているが、組合のホームページに掲載されていないのは、いかなる理由か。

【回 答】

令和6年度印西地区ごみ処理実施計画につきましては、組合ホームページトップ画面のお知らせでは掲示していませんでしたが、印西クリーンセンター内のごみ処理基本計画と同じ並びに掲載しております。

【質疑応答】

[議 長]	<p>はい、説明が終わりました次の質疑はございますか。 ただいま11時50分になりましたので、質疑等の回答を終了させていただきます。こちらにつきまして、他にもまだご質問等がありました。それについてのご質問については、事務局の方にお問い合わせをお願いいたします。</p> <p>その他に自治会側さんの方から何かご意見がございましたら挙手をお願いします。</p>
[乙委員]	<p>今、話題になっている審査評価という言葉があるんですけど、これはクリーンセンターの新設。これが決定した方法が審査評価というやり方なんですけど、これが今、市長選の関係もあり、かなりクレームが立候補者から出ています。その我々が聞いた時は審査評価表というのは、今検討してるというのは、前回の委員会で聞いたんですけど。評価されなくなったと、要は反故にされたという話も聞くのですが、なぜこの話が途中で消えてしまったのかというのを知りたい。その一言です。</p>
[議 長]	<p>新しい施設の総合評価についてのことでしょうか。</p>
[乙委員]	<p>はい。そうです。それが認められなくなったというふうに。</p>
[議 長]	<p>その選定委員会、その採点方法についてのことを聞きたいということよろしいですか。</p>
[乙委員]	<p>採点方法ではなくて、簡単に言うと異議申し立てをしたんですね。今回の新クリーンセンターの選定について、それをどこがやったのかは、知らないんですけど、その返事をちゃんとしないで反故にしたと、これは体裁が整っていないとか聞いてるんですけど、そここのところを教えてください。</p>
[議 長]	<p>事務局の方から、誤解があるようですので、その辺を説明してください。</p>
[甲委員]	<p>監査請求のことを言われているのかなと思うんですけど、事務局の方からご説明をさせていただきます。</p> <p>住民監査請求と言うのは、申請するのに用件がございます。違法性とか、不当性を明確に書かなければいけないとございます。そのような点が明確にされていない監査請求については、受理されないというのが通例になっております。</p> <p>今回の監査請求につきましても、そのあたりの明確性がないもので、組合といたしましては、補正を求めたりもしております。「直してください」、「書き方をちゃんと明確にしてください」など、そういうふうに説明させていただいたんですが、相手方からそのあたりを明確にする文書をいただけなかったもので、今回の監査請求については受理されないものとしての取扱いとなったという経緯がございます。</p>
[乙委員]	<p>はい、了解しました。受理されなかったということですね。はい分かりました。</p>
[議 長]	<p>よろしいですか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕 議事進行、ご協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。</p>

[事務局] それでは、以上をもちまして令和6年度第1回環境委員会を閉会いたします。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。